

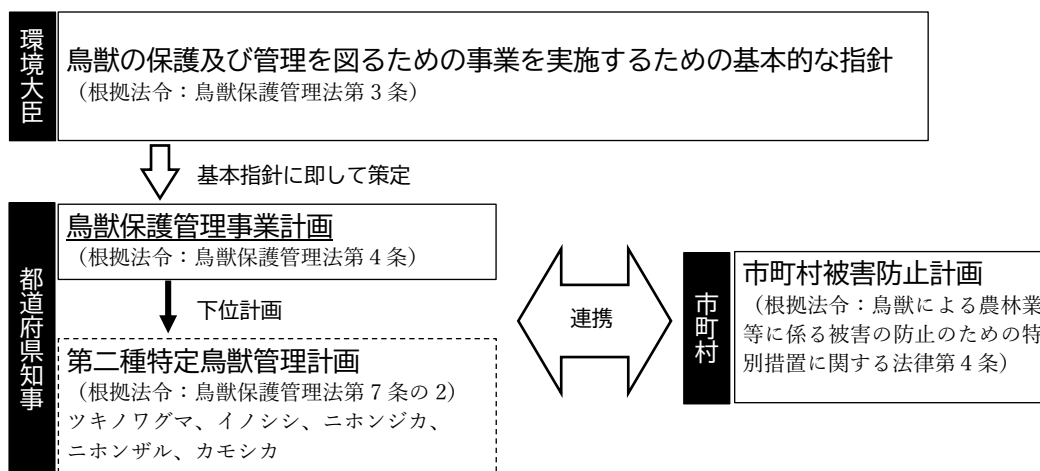
長野県第 14 次鳥獣保護管理事業計画の策定について

森林づくり推進課 鳥獣対策係

1 目的

鳥獣保護管理事業計画は、「鳥獣保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 46 号)」第 3 条の規定に基づき、環境大臣が「基本指針」を定め、これに即して県知事が同法第 4 条の規定により定めることとされている。

鳥獣保護区等の指定、特定鳥獣に関する保護管理に係る計画の策定などの「鳥獣保護管理事業」を実施するため、鳥獣の生息状況など地域の実情に即して策定するものであり、現在の第 13 次鳥獣保護管理事業計画が本年度末で終了することから、新たに第 14 次鳥獣保護管理事業計画を策定する。



2 計画の期間

令和 9 年 (2027 年) 4 月 1 日から令和 14 年 (2032 年) 3 月 31 日まで (5 年間)

3 計画の策定項目 (案) ※国の「基本指針」を踏まえて策定項目を決定する

- (1) 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区の指定に関する事項
- (2) 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項
- (3) 鳥獣の捕獲等及び卵の採取等の許可に関する事項
- (4) 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項
- (5) 第二種特定鳥獣管理計画に関する事項

第二種計画：生息数が著しく増加又は生息範囲が増加している鳥獣を対象とした計画

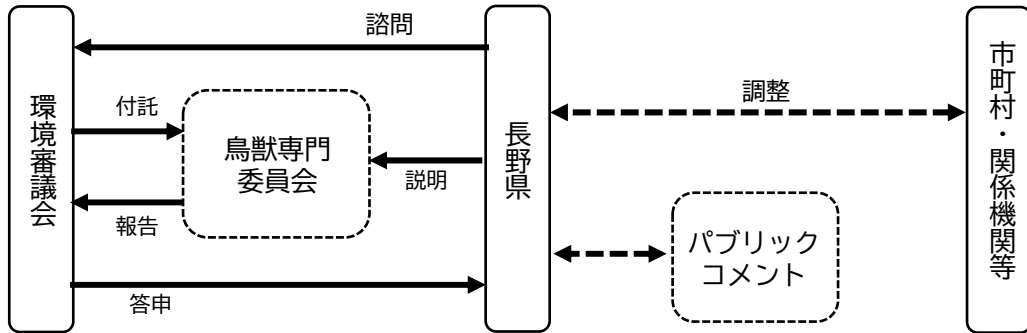
- ① ツキノワグマ ② ニホンザル ③ イノシシ ④ カモシカ ⑤ ニホンジカ

(参考) 第一種計画：生息数が著しく減少又は生息範囲が縮小している鳥獣を対象とした計画…策定なし

- (6) 鳥獣の生息状況の調査に関する事項
- (7) 鳥獣保護管理事業の実施体制の整備に関する事項
- (8) その他鳥獣保護管理事業の実施のために必要な事項

4 スケジュール等

(1) 計画策定の体制



◎鳥獣専門委員会の設置

計画内容の専門性から、幅広い知識と専門的な見地から検討を行う必要があるため、専門の委員会を設置して検討を行いたい。委員会での検討経過は、環境審議会に報告する。

(2) 計画策定のスケジュール

実施機関		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
国	環境省	●	●	●	●	●	●						
	基本指針の改正	鳥獣保護管理小委員会 (基本指針改正検討のための国設置委員会)				中央環境審議会 自然環境部会 答申	告示						
長野県	環境審議会			● 諮問							● 中間報告		● 答申
	鳥獣専門委員会									● 中間検討			● 計画案検討
	策定作業							→ 国基本指針に即し 計画素案作成				● 計画案作成	
	意見募集等			この間、現地機関において 市町村等関係者の意向確認、 地域の意見等情報収集を行う。					→ 関係機関協議 及び意見集約			● パブリック コメント	

5 環境省「基本指針」改正に向けた点検項目とポイント

点検項目	点検ポイント ※□内は追記等を検討している内容
鳥獣の管理の強化	<p>○<u>危険鳥獣の管理</u>に関する事項（新規追加）として、危険鳥獣の人の日常生活圏への侵入を防止するために必要な考え方</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ・長期的・計画的な管理施策により、市街地等への危険鳥獣の出没を防止することが基本だが、出没した場合には緊急銃猟によって対処すること ・クマについて、地域個体群ごとに目標個体数や捕獲目標数を設定し管理を進めること </div> <p>○シカ・イノシシの半減目標に関する事項</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ・目標達成に向け、更なる捕獲強化が必要であること </div>
鳥獣の保護の推進	<p>○<u>鳥類における鉛汚染対策</u>に関する事項</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ・鉛弾による汚染状況について引き続き科学的知見の集積が必要であること ・鉛汚染対策に向けた普及啓発・非鉛製弾への切り替え促進の実施 </div> <p>○くくりわな、箱わな、トラバサミ等による<u>錯誤捕獲の防止、猟法・猟具の基準等の適性化</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ・錯誤捕獲に係る情報収集が必要であること ・とらばさみによる捕獲許可を認めないこと </div> <p>○<u>狩猟鳥獣の選定の考え方</u>の見直しの必要性</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ・飼養されている動物との識別が困難な種（ノイヌ、ノネコ）について、対象種としての適否を検討すること </div>
人材確保	<p>○<u>ガバメントハンター等の中・長期的な鳥獣保護管理の担い手の確保</u>のための仕組みについて。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣保護管理の現場に必要な役割・人材について（整理して記載） ・地方公共団体職員としての捕獲の担い手確保・育成及び民間事業者への委託も今後進める必要があること </div>
野生鳥獣に由来する感染症対策	<p>○<u>野生鳥獣に由来する感染症対策</u>としての野生鳥獣の保護管理について</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ・（特に高病原性鳥インフルエンザの海鳥や海獣類への感染を受けて）野生哺乳類を高病原性鳥インフルエンザサーベイランスの対象とすること </div>